

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月26日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>診療部</p> <p>内科 消化器内科 総合診療科 精神科 神経科(又は神経内科) 小児科 外科 <u>消化器外科</u> 小児外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 リウマチ科 歯科 歯科口腔外科 呼吸器科 循環器内科 気管食道科 麻酔科 レクリエーション療法科 作業療法科 臨床検査科 病理診断科</p> <p>(略)</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>診療部</p> <p>内科 消化器内科 総合診療科 精神科 神経科(又は神経内科) 小児科 外科 小児外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 リウマチ科 歯科 歯科口腔外科 呼吸器科 循環器内科 気管食道科 麻酔科 レクリエーション療法科 作業療法科 臨床検査科 病理診断科</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。